

医政地発0421第3号
平成28年4月21日

公益社団法人 全国老人保健施設協会 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の周知等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長に対して通知を发出了したので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体の会員に対して当該通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。



医政地発 0421 第 1 号
平成 28 年 4 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

救急蘇生法の指針 2015（市民用）の有効活用及び周知等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民の AED 使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とする AED を含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AED の使用方法を含む、救急蘇生法の指針 2010（市民用）のとりまとめについて」（平成 23 年 10 月 31 日付医政指発 1031 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成 23 年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（CoSTR）の 5 年ごとの改訂に伴い、一般社団法人日本蘇生協議会により、日本の地域性を考慮した「JRC 蘇生ガイドライン 2015」が作成・公表されました。

これを踏まえ、厚生労働省において、平成 23 年通知により周知した「救急蘇生法の指針 2010（市民用）」を改訂し、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」（以下「指針」という。）（別添 1）をとりまとめました。

貴職におかれては、指針の内容について、今回の改訂における救急蘇生法の主な変更点（別添 2）を参考に御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1 救急蘇生法の指針の有効活用について

指針は、学校、駅等の公共施設、商業施設等の幅広い場所で活用していただくことを想定して作成したものであるため、各箇所における独自の危機管理マニュアル等を作成する際には、本指針を参考とすること。

2 留意事項

指針で用いられている文章や図を危機管理マニュアル等に引用する場合には、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）より引用」と明記すること。

ただし、指針中、図 5 を転載する場合には、別添 3 を参考に転載許諾申請を行い、許諾を得た上で、「一般社団法人日本蘇生協議会監修：JRC 蘇生ガイドライン 2015, p. 18, 医学書院, 2016 より転載」と明記すること。

以上